

第5回教育研究評議会記録

日 時 平成24年7月11日(水) 13:30～15:00

場 所 柏原キャンパス事務局棟 大会議室

出席者 長尾, 栗林, 若井, 越桐, 成山, 野田, 横井, 石田, 高橋, 田中, 向井, 小山, 伊藤, 入口, 鈴木, 久田, 安部, 辻岡, 土井, 林, 吉田 (21名)

陪席者 野口監事, 清水監事

傍聴者 田中ひかる准教授

開会に先立ち、長尾学長から平成24年度第4回教育研究評議会の記録確認がなされた。引き続き、長尾学長から議事の進め方については開催通知の順番に進める旨の発言がなされ、傍聴申請があった1名に対して傍聴が認められた。

議題(1) 学則の一部改正について

長尾学長から資料に基づき説明が行われ、原案どおり了承された。

報告事項(1) 平成25年度大学院教育学研究科学生募集要項について

横井副学長から資料に基づき報告がなされた。

報告事項(2) サバティカル制度実施要項の制定について

長尾学長から資料に基づき報告がなされた。

【主な質疑】

・サバティカル制度実施要項(以下、「実施要項」)について、代替非常勤講師等の予算措置は行わないと記載されていることに関し、専門科目であれば集中講義などで対応できるが、語学の場合はできないため、給与が下がったとしても非常勤講師の予算措置をするなどの配慮があると制度を活用しやすい。また、適用期間は1年未満と説明されていたが、場合によっては1年以上に延長できるように規定して欲しいとの意見に対して、誰もが活用できるように部局長と相談しながら、運用のなかでケースバイケースで対応していきたいとの答弁が長尾学長よりなされた。

・サバティカル制度の適用期間(以下、「サバティカル期間」)中の給与を他大学では60%支給としている例があるが、本学では100%支給するということかとの質疑に対して、そのとおりであるとの答弁が長尾学長よりなされた。

・ケースバイケースで対応するという答弁に関し、代替非常勤講師等の予算措置については実施要項に記載がないので措置できないと思われる。その辺りは明確にしておいた方がよいのではないかとの意見に対して、サバティカル制度による代替非常勤講師等の予算措置は原則行わないとの答弁がなされた。

・サバティカル制度が適用される人数に制限はあるのかとの質疑に対して、実施要項第6条に「許可人数や期間について、複数の部局間で調整が必要と判断した場合は、部局長と協議するものとする」とあるように、人数制限はないが、運用の中で部局長と相談しながら判断していくとの答弁が長尾学長よりなされた。さらに、20人、30人を許可することもあり得るのかとの質疑に対して、あり得ない。常識的に考えて1～2人程度ではないかと考えるが、人数制限を設けず、臨機応変に対応する方が現実的ではないかと考えるとの答弁が長尾学長よりなされた。

・代替非常勤講師等の予算措置は行わないと規定すると、サバティカル制度を利用してはいけないと捉えられるのではないかとの意見に対して、まずは半歩前進であると考えているとの答弁が長尾学長よりなされた。

・語学や実験のある理科などは、現状では授業が多く余裕がないため、代替非常勤講師等の予算措置がない制度では利用できないので、有効な制度に改めて欲しいとの意見に対して、今回の実施要項案は組合と話し合い、半歩でも前進させようと決めたものでありパーフェクトだとは思っていない。実施運営する中で改善の必要が生じれば、その都度検討したいとの答弁が長尾学長よりなされた。

・実施要項第7条3項に大学として代替非常勤講師等の予算措置は行わないと記載されているが、部局として当該予算措置を行うことはあり得るのかとの質疑に対して、部局も大学であり、原則としてあり得ないとの答弁が長尾学長よりなされた。

・今回の実施要項では制度の利用を諦める人がいるのではないかと思われるので、第7条6項を追加し、「前項にかかわらず、部局と学長が相談し、代替措置を行うこともあり得る」というニュアンスの文言を付け加えてはどうかとの意見に対して、規程ではなく要項であるので比較的柔軟に修正できると考えている。今後、応募者がいない、又は殺到した場合などがあれば検討したいとの答弁が長尾学長よりなされた。

・先ほど口頭でサバティカル期間は1年未満と説明があったが、実施要項には6ヶ月以内とあるのはどちらが正しいのかとの質疑に対して、本則において1年未満の研修が規定されているということ述べたのであるとの答弁が長尾学長よりなされた。

・サバティカル期間中に、どうしても休めない授業があった場合、その授業を受け持つことはあり得るのかとの質疑に対して、基本的には授業は受け持たないとの答弁が長尾学長よりなされた。

・実施要項第3条のサバティカル制度の適用を受けることができる者について、文言の解釈の仕方によっては管理職が例外的に利用できるという解釈にはならないかとの質疑に対して、管理職は利用できないという意味であるという答弁が長尾学長よりなされた。

報告事項（3）学長予定者選考細則の一部改正について
高橋教養学科長から資料に基づき報告がなされた。

報告事項（4）その他

1) 自己点検評価について

長尾学長から資料に基づき報告がなされた。

2) 社会の期待に応える教育改革の推進について

長尾学長から資料に基づき報告がなされた。

【主な質疑】

・資料を見る限り、ミッションの再定義は国家戦略会議が行うものであるように見えるが、今学長から説明があったように、大学が主体となって行うものであると解釈してよいかとの質疑に対して、国家戦略会議が定義するのは制度上不可能である。大学自身が提案し文部科学大臣が承認するものであるとの答弁が長尾学長よりなされた。

・京阪奈三教育大学連携について、今アンブレラ方式をとらずに乗り切ったとしても、10年前の遠山プランから続いている現在の流れがあるため、中長期的な視点で考えれば、今からアンブレラ方式をとっておいた方がよいとの意見もあるが、京阪奈三教育大学でアンブレラ方式をとることについての話し合いはなされているのかとの質疑に対して、京阪奈三教育大学連携推進協議会では、大学統合や一人複数大学化はないという前提で話が進んでいるとの答弁が長尾学長よりなされた。また、アンブレラ方式をとることが大学の機能強化に繋がるか疑問視されている面もあり、重要なのはアンブ

レ方式をとるかとならないかというよりも、むしろ教育改革や予算の効率化に真剣に取り組んでいるかどうかであり、そういったことを行った上で、例えば規模のメリットを享受するためにアンブレラ方式をとるということは考えられてもよいのではないかと思うが、アンブレラ方式をとるとなると、どこが中心になるかが問題となり、中々受け入れられないのではないかと考えているとの補足答弁が栗林理事よりなされた。

・以前文部科学省からミッションの再定義について説明を受けた際、ミッションを策定するのは、文部科学省ではなく大学であると解釈したが、そういった解釈でよいかとの質疑に対して、そのとおりである。しかし、ミッションを策定、実行する能力が大学側にないとなれば、文部科学省からミッションを与えられることは十分に考えられるため、すべての大学が自らミッションを立て、社会の期待に応えるのだという積極的な姿勢をもつ必要があるとの答弁が長尾学長よりなされた。

・本学の志願倍率は現状では高いが、改革を行なっている大学だから高いのではなく、教員需要の高まりや、不景気のため就職の強さを重視していることが影響していると思われる。重要なのは京阪奈三教育大学連携やHATOプロジェクト自体ではなく、例えば5年後、10年後に大阪府の教員需要が減少するなどしたときに、どのような大学にしていくのかといった改革の中身であるので、それを見据えて議論して欲しいとの意見があった。

・大学の策定するミッションは、目標を立てたから評価されるのではなく、目標達成度が問題とされているのであり、楽観視することはできないとの意見に対して、達成度については、本学の教員採用占有率の減少を文部科学省に指摘されているが、私学でも教員免許がとれるようにする規制緩和や、教員採用の大幅増に原因があるのだというように、ロジックで分析し、反論すべきところは反論していかなければならないとの答弁が長尾学長よりなされた。

・本学の教員採用占有率の減少についての指摘は、本学に比べると入試偏差値の低い一部の私立大学が、小学校の教員や中高の英語教員を多数合格させている事実を指し、そのような大学と比較して、本学の教育の質を問われているのではないかと意見に対して、そのとおりだと答弁が長尾学長よりなされた。

以 上